

## 入札説明書等に関する質問回答書（2回目）

### 【質問・回答】

No	書類名 項目	頁	箇所	質問内容	回答
1	入札説明書	23	6、(1)、カ	本事業において貴市が加入する予定の保険（全国市有物件災害共済会等）がありましたらご教示ください。また、その付保額は再調達価額を共済責任額として付保されるのでしょうか。	要求水準書【運営・維持管理業務編】P 1に記載のとおり、全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済に加入します。 また、再調達価額を共済責任額として付保します。
2	入札説明書添付資料－3	27	2、(2)	変動費について、処理量に応じて増減する費用として薬品費が挙げられていますが、弊社提案予定の薬品には、処理量に関係なく使用するものも含まれています。処理量関係なく使用する薬品については、変動費ではなく固定費として算定させていただいてもよろしいでしょうか。 （例：脱臭用活性炭等）	お見込みのとおりです。
3	入札説明書添付資料－3	27	2、(2)	電気料金について、供給事業者の決定及び需給契約の締結は貴市にて実施いただけるという認識でよろしいでしょうか。	供給事業者の決定は受注者の提案とし、申請に必要となる手続き及び電気料金の支払は受注者が実施するものとします。なお、申請等の手続きに本市の協力が必要となる場合は、適宜応じるものとします。
4	入札説明書添付資料－3	28	3、(2)、ア、(ウ)	固定費ⅲは本市と事業者が協議のうえ、各年度の見直しは出来ると記載があるのですが、その後に当該固定費ⅲの事業期間中の総額は変更しないと記載されています。物価変	お見込みのとおりです。

				動等（スライド条項）による見直しは、その限りでは無いとの認識でよろしいでしょうか。	
5	入札説明書添付資料－3	29	4、(2)	初回改定は令和5年11月時点の数値との差異を用い、次回以降については、改定された数値（改定がなければ令和5年11月）と毎年8月時点で知りうる数値との差異を用いて計算するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	入札説明書添付資料－3	29	4、(2)	毎年、8月末時点で公表されている最新の指標に基づきと記載されていますが、その比較対象は令和5年11月末時点での公表された指標との差異でよろしいでしょうか。	改定された数値（改定がなければ令和5年11月）と毎年8月時点で公表されている数値との差異です
7	入札説明書添付資料－3	29	4、(2)	電気料金、水道料金、光熱水費についても物価変動に伴う価格の改定が予想されます。他の指標と同様、客観的な指標を用いて改定していただけないでしょうか。	入札説明書のとおりです。
8	入札説明書添付資料－3	29	4、(2)	29頁の表内で、電気や水光熱費に係る費用の改定指標として、委託料A、Bともに「各供給事業者等との需給契約が変更された場合（中略）本市が変更等を決定する。」とありますが、文中の「需給契約が変更された場合」を「供給事業者による価格変更があった場合」と読み替えてもよろしいでしょうか。（契約変更を伴わず価格変更がなされる可能性があるため）	お見込みのとおりです。
9	入札説明書添付資料－3	30	4、(3)	ア 算定式 として $Y = \alpha \times X$ が示されていますが、運営開始初年度の委託料については、Xを「(令和	お見込みのとおりです。

				5年11月に提出する見積に基づく) 契約書記載額」とし、「見積提出時の指数」と「運営開始時の指数」の比率によって、改定割合「 $\alpha$ 」が定められるという理解でよろしいでしょうか。	
10	入札説明書添付資料-4	33	3、(1)	運営事業者が行うセルフモニタリングの実施回数については、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、業務月報に関するセルフモニタリングは1回/月以上としてください。
11	入札説明書添付資料-4	33	3、(1)	セルフモニタリングの是正勧告の基準や発生事象のレベルについては、別途受注者との協議によって決まるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、是正勧告は運営事業者による業務が要求水準及び運営・維持管理業務委託契約の各条項を満たしていないと判断した場合に適用します。
12	要求水準書 【設計・施工業務編】	5	第1章、第2節、4	脱水機数は前脱水設備の処理系列数(1系列)以上の数量での提案という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、脱水機数と前脱水設備の処理系列数とは別項目です。
13	要求水準書 【設計・施工業務編】	5	第1章、第2節、4	脱臭設備は2系列と記載されていますが、高濃度臭気、低濃度臭気それぞれ1系列で合計2系列という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書 【設計・施工業務編】	6	第1章、第2節、4	搬入し尿の質的・量的変動に対して、運転条件を調整する等して対応できるよう計画とありますが、量的変動の最大は、要求水準書(運営・維持管理業務編)8頁、1-3、(1)受入量に記載されている日最大受入量は60m <sup>3</sup> /日程度との理解でよろしいでしょうか。	日最大受入量は、日最大搬入量であり、事前の搬入計画(連絡協議)に基づき、受入れができる状況を確保する意味です。 設計・施工では、受入関係水槽は既存水槽を利用するものであり、計画処理量25kL/日に対する設備能力に必要な余裕を見込む必要があり、その余裕は提案事項とします。
15	要求水準書 【設計・施工業務編】	6	第1章、第2節、4	上記の場合は、本施設の計画平均搬入量(搬入日当たり)は35kL/日、計画処理量は25kL/日であ	No.14のとおりです。

				ることから、60 m <sup>3</sup> /日の受入が連続することはなく、週単位では計画平均搬入量以内におさまるとの理解でよろしいでしょうか。	
16	要求水準書 【設計・施工業務編】	10	第1章、第3節、 5、7)	配管は色分けし、流れ方向を明示することとありますが、既設と同程度の色分け表示方法（シール表示）との理解でよろしいでしょうか。	原則的には既設と同程度の色分け表示方法（シール表示）としますが、実施設計時の協議により、種類数等を決定します。
17	要求水準書 【設計・施工業務編】	16	第1章、第4節、 3、7)	機械棟周囲用地を工事用用地として使用するため、運転管理員通勤車両（4台程度）を管理棟側の駐車場に駐車することは可能でしょうか。	原則的に可能としますが、実施設計時の協議により、決定とします。
18	要求水準書 【設計・施工業務編】	17	第1章、第4節、 3、14)	電力会社との契約内容、契約電力をご教示ください。	別途配布します。
19	要求水準書 【設計・施工業務編】	23	第1章、第7節、 4	耐用年数は「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（し尿処理施設・汚泥再生処理センター編 令和3年3月改定） 参考資料2」記載の年数に準じるという理解でよろしいでしょうか。	機器・装置の耐用年数は手引き及び参考資料を基本として受注者が提出し、本市が承認する「保全計画」に記載される耐用年数とします。
20	要求水準書 【設計・施工業務編】	25	第2章、11	処理棟に設置されている機器及び電気計装設備は原則的に残置するとありますが、これらには関係する配管や電気ケーブル等も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	要求水準書 【設計・施工業務編】	26	第2章、第1節、 1、5)、①	扉上部の吊り金具とは「戸車」という理解でよろしいでしょうか。	戸車を含む吊金具（SS材）全体を言います。
22	要求水準書 【設計・施工業務編】	26	第2章、第1節、 1、5)、①	吊り金具の材質はSUS製をご指定されていますが、製造元が材質変更に対応できない場合は、既設と同等の材質を選定できるという理解でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとしますが、材質変更ができないと認められた場合は、実施設計時の協議により、決定とします。

23	要求水準書 【設計・施工業務編】	27	第2章、第1節、 6、6-3、4)	消臭剤噴霧箇所を受入【前】室（汚泥ホッパ付近）と受入後室に噴霧する目的は、受入前室内と受入後室内の消臭という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書 【設計・施工業務編】	28	第2章、第1節、 7、4）、②、④	沈砂槽防食工事の際に「既設RCスラブを撤去し、新たに鋼製蓋を設置する」とあります。見積設計図書時にスラブを撤去し、新たに開口を設ける目的について質問したところ「防食工事施工箇所が狭隘なため」とご回答いただきました。本水槽は現状のマンホール開口のままでも防食工事は可能と考えられます。現状で防食工事が可能な場合、スラブの撤去と蓋の設置は不要との理解でよろしいでしょうか。	現状での防食工事が可能な場合、スラブの撤去と蓋の設置は不要となりますが、マンホール（FRP製）は更新するものとお考えください。
25	要求水準書 【設計・施工業務編】	36	第2章、第1節、 27	コンプレッサについて「機械等棟の所定の位置に移設すること」とありますが、所定の位置は施工業者が決めるものと理解してよろしいでしょうか。	受注者が計画し、実施設計時の協議により、本市が承諾した位置とします。
26	要求水準書 【設計・施工業務編】	36	第2章、第1節、 28	エアードライヤについて「機械等棟の所定の位置に移設すること」とありますが、所定の位置は施工業者が決めるものと理解してよろしいでしょうか。	No. 25 のとおりです。
27	要求水準書 【設計・施工業務編】	50	第2章、第3節、 9、6）、④	ラインミキサ出口配管は所定の既設放流配管に接続するとありますが、既設放流配管は処理棟壁を貫通し、屋外にて埋設されている下水管に接続されています。放流配管を機械棟から新たに埋設下水管へ接続するのではなく、処理棟を経由する	お見込みのとおりです。

				既設放流配管を利用する理解でよろしいでしょうか。	
28	要求水準書 【設計・施工業務編】	51	第2章、第4節、 1、4)、②	煙突上部の雨仕舞は工事範囲外でよろしいでしょうか	工事範囲とします。
29	要求水準書 【設計・施工業務編】	51	第2章、第4節	焼却設備の撤去に伴い、汚泥焼却設備や重油タンク、粉末消火器等消火設備の撤去を行います。これら撤去に際して消防署への届出は今回工事では不要との理解でよろしいでしょうか。	消防署との協議を行い、届出が必要な場合は、本工事にて対応するものとします。
30	要求水準書 【設計・施工業務編】	51	第2章、第4節、 2	重油タンクについて「残置：使用休止」とありますが、現状のままとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書 【設計・施工業務編】	52	第2章、第5節	不要となる既存脱臭設備、薬注配管、臭気ダクトは全て撤去するとありますが、処理棟側に設置されているこれらは残置との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
32	要求水準書 【設計・施工業務編】	52	第2章、第5節、 1、5)、②	ダクト撤去後の開口部仕舞とありますが、ダクトの切断箇所は機械棟と処理棟の接続面から処理棟側とし、処理棟側ダクトを閉止、機械棟側を撤去する理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書 【設計・施工業務編】	52	第2章、第5節、 3、4)、②	ポンプ周り配管撤去後の開口部仕舞とありますが、ポンプと配管共に処理棟内に設置されていますので、これらは残置するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
34	要求水準書 【設計・施工業務編】	54	第2章、第5節、 1 1	高濃度臭気と中濃度臭気を合わせ、中濃度臭気として処理するとありますが、本施設には水処理設備を活用した高濃度脱臭が存在しない	ドルゴ通気管設置等により、従来の高濃度臭気と区分した表現として、中濃度臭気と記載しています。臭気区分等は、実施設計時の協議に

				め、中濃度臭気は発生しません。受入室等から発生する低濃度臭気以外は高濃度臭気として処理するという理解でよろしいでしょうか。	より、決定するものとします。
35	要求水準書 【設計・施工業務編】	55	第2章、第5節、 13	苛性ソーダタンク（更新）について「既設苛性ソーダタンクは内部清掃後、残置する」とあります。タンク内残留薬品は、清掃前に新タンクへ移送し、清掃排水は場内処分も可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
36	要求水準書 【設計・施工業務編】	56	第2章、第5節、 15	次亜塩素酸ソーダタンク（更新）について「既設次亜塩素酸ソーダタンクは内部清掃後、残置する」とあります。タンク内残留薬品は、清掃前に新タンクへ移送し、清掃排水は場内処分も可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
37	要求水準書 【設計・施工業務編】	57	第2章、第5節、 17	硫酸タンク（残置、新設）について「既設硫酸タンクは内部清掃後、残置する」とあります。タンク清掃排水は場内処分も可能という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
38	要求水準書 【設計・施工業務編】	59	第2章、第5節、 21	処理風量は受入室内を負圧にできる最小風量として計画するとありますが、受入室から少量の空気を吸引する計画でよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりです。
39	要求水準書 【設計・施工業務編】	61	第2章、第6節、 1、5)	取水ポンプは、受水タンク水位との自動運転ができるように制御設定を行うとありますが、制御対象の井戸ポンプはNo.28井戸設置機のみとの理解でよろしいでしょうか。 また、取水した井水は施設敷地内のみで使用し、施設敷地外へ送水す	お見込みのとおりです。

				ることは不要との理解でよろしいでしょうか。	
40	要求水準書 【設計・施工業務編】	61	第2章、第6節、 3	上水貯槽が不要の場合は撤去するとありますが、設置場所が処理棟側のため、残置できるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書 【設計・施工業務編】	65	第2章、第8節	不要となった電気・計装設備は原則としてすべて撤去するとありますが、処理棟設置のこれらは残置との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	要求水準書 【設計・施工業務編】	65	第2章、第8節、 1	工事範囲外の電気設備等は既設利用するとありますが、これは機械棟設備のみであり、処理棟設備は使用しないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、P77に記載する処理棟の換気設備及び電灯コンセント設備への電源は確保してください。
43	要求水準書 【設計・施工業務編】	65	第2章、第8節、 1、2)	高圧受変電設備は既設電気室内の不要盤撤去跡に設置するとありますが、屋上等既設電気室以外への設置は可能でしょうか。	要求水準書のとおりです。
44	要求水準書 【設計・施工業務編】	67	第2章、第8節、 3、3)、(3)、 ②	鋼管類は埋設部分を除き、すべて仕上塗装をおこなうこととありますが、ステンレス管や溶融亜鉛メッキ管を使用する場合は塗装不要との理解でよろしいでしょうか。	電気関係配管材にSUSがあれば、未塗装とし、メッキ管及び鋼管類は塗装としてください。
45	要求水準書 【設計・施工業務編】	68	第2章、第9節	本工事により残置する処理棟設置の機器・装置類に係る機器周り配管も全て残置との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書 【設計・施工業務編】	68	第2章、第9節、 3、2)	既設の井水配管や上水配管は、処理棟壁を貫通して施設内に導入されています。これら配管は機械棟壁を貫通して施設内へ導入するルートに変更するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

47	要求水準書 【設計・施工業務編】	70	第2章、第10節、1	引渡し前までに以下に示す予備品、消耗品、備品等を納入と記載されていますが、委託業務には点検費、補修費の計上が無い為、2年間で整備を行う交換材料は予備品・消耗品から使用する事で計画しても良いのでしょうか。	お見込みのとおりです。
48	要求水準書 【設計・施工業務編】	73	第3章、第2節	煙突内部の断熱材について「添付資料4. アスベスト含有 箇所 リスト」には記載がございませんが、アスベストの含有があった場合は、ダクト接続口および煙突上部の封鎖（雨仕舞）による対応としてよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書 【設計・施工業務編】	73	第3章、第2節	耐震補強については不要との理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。 但し、機械荷重変更に伴い、構造的な補強が必要となった場合は、当該補強工事は本工事に含まれます。
50	要求水準書 【設計・施工業務編】	76	第3章、第2節、13、4)	警報設備設置位置は新中央監視室や進入動線の近傍など、機械棟内との理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	要求水準書 【設計・施工業務編】	77	第3章、第2節、17	既設受付室横廊下の換気設備の具体的な設備名称又は設置位置をご教示ください。	既設便所を含む吸排気ダクトファンを示します。
52	要求水準書 【設計・施工業務編】	-	添付資料4	アスベスト調査結果の「室名箇所」には「浄化槽汚泥受入槽等」との記載がありますが、この結果には今回の防食対象水槽が全て含まれているという理解でよろしいのでしょうか。	お見込みのとおりですが、不足箇所がある場合は、受注者にて調査を実施するものとしてください。
53	要求水準書 【設計・施工業務編】	-	添付資料4	アスベストの測定サンプル採取場所等をご教示いただきたいので、分析会社から提出された分析結果をご提供いただけないでしょうか。	別途配布します。

54	要求水準書 【設計・施工業務編】	-	添付資料4	アスベスト調査結果提示箇所以外に当該物質が含まれていることが判明した場合には、調査費用を含め対策費用を別途精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。	調査費用は受注者の負担とし、対策費用は本市の負担とします。
55	要求水準書 【設計・施工業務編】	-	添付資料9	PCB濃度が0.5mg/kgを超える変圧器があります。PCB特別措置法ではPCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)の譲り渡しや譲り受けが原則禁止されているため、所有者が処分するという認識です。この変圧器は、貴市指定の保管場所までの移動までとし、所有者責任が生じる保管及び処分は、貴市の所掌との理解でよろしいでしょうか。	低濃度PCB廃棄物については、受注者にて処分するものとしてください。処分に必要な手続き等に本市は協力するものとします。
56	要求水準書 【設計・施工業務編】	-	添付資料9	絶縁油PCB含有量調査結果提示箇所以外に当該物質が含まれていることが判明した場合には、調査費用を含め対策費用を別途精算いただけるという理解でよろしいでしょうか。	調査費用は受注者の負担とし、対策費用は本市の負担とします。
57	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	1	第1章、第6節、1、②	貴市負担の下水道料金ですが、第2章第1節1-2に記載のある、年度別委託処理量に希釈倍率を掛けた数量での予算確保となっているのでしょうか。仮に各年度この計画以上の搬入があったとしても放流できると考えてよいのでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	2	第1章、第6節、2、②	脱水汚泥含水率ですが、採取場所がホップ内となっていますが、ホップ内より汚泥を採取するには危険が伴うため、脱水機出口からの採取としてもよろしいでしょうか。	採取位置は配置・管理動線を踏まえて決定するため、実施設計時の協議事項とします。

59	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	4	第1章、第8節、 2	クリーンセンター対策協議会で実施される内容についてご教示ください。	施設稼働状況の報告及び施設運営に関する協議です。
60	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	4	第1章、第9節、 1、(7)	着手前施設状況調書に記載すべき事項についてご教示ください。	着手前施設状況調書は設備・装置の状況として、外観(写真)、能力(吐出量、圧力、電流値、pH値)、予備品・消耗品数量及び保管場所、薬液貯槽残量、設備・装置及び建屋の状況(クラック等の現況写真等)等の施設全般の内容がわかる調書です。詳細は協議により、決定します。
61	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	4	第1章、第9節、 1、(8)	運営管理マニュアルに記載すべき事項についてご教示ください。	主に運営における人員配置及び役割、運転及び作業内容、緊急時対応(停電、災害、その他)、施設運転方法等を記載した書類です。詳細は協議により、決定します。
62	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	4	第1章、第9節、 1、(7)	本業務の各年度の着手時に際し、『着手前施設状況調書』を提出とありますが、『年度整備計画書』に基づいて作成する内容なのか、施設全体に対する状態を提出するのでしょうか。また、提出時期は4月で良かったのでしょうか。(3月ですと、整備を行っている可能性もある為)	各年度着手前に、初年度における『着手前施設状況調書』を見直し、提出してください。 原則的に全体に対する状態を言いますが、本市の承諾を得て、不要とできる書類を除きます。 提出時期は4月末を原則とします。
63	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	5	第1章、第14節	本市の都合により本業務の内容の一部を変更する場合は両者協議の上、変更することとありますが、業務改善等の為に受託者の都合により変更の必要があった場合も同様と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
64	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	6	第1章、第19節	事業所ごみの内、運転管理業務において発生するごみは産業廃棄物、事務所から排出される紙くず等につ	お見込みのとおりです。

				いては事業系一般廃棄物として取り扱うという認識でよろしいでしょうか。	
65	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	8	第2章、第1節、 1-3、(1)	日最大受入量が60m <sup>3</sup> 程度となっていますが、これをはるかに超える搬入があった場合は、搬入を拒否することはできるのでしょうか。それともはるかに超える搬入量でも受入はしなければならないのでしょうか。	受入が困難であり、施設運営に支障が出る場合は、搬入拒否も可能としますが、協議により決定します。
66	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	8	第2章、第1節、 1-3、(4)	提案者が設定した管理目標値は貴市の要求水準とは異なるものとの理解でよろしいでしょうか。(例：モニタリング等における判断基準として、超過しても直ちに要求水準を満たしていないとの判断ではなく、その回数、前後の状況等により総合的に判断されると考えてよろしいでしょうか)	お見込みのとおりです。
67	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	9	第2章、第1節、 1-3、(5)	放流水量が110m <sup>3</sup> /日以下となっていますが、搬入量が日最大受入量の60m <sup>3</sup> /日あったとしても110m <sup>3</sup> /日までとなるのでしょうか。	計画処理量は25kL/日であり、110m <sup>3</sup> /日はその上限放流量です。処理量を超えて処理する場合は、本市との協議となります。
68	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	10	第2章、第1節、 1-6、(2)、⑤	小修理とは現場備え付けの工具で実施できる範囲の修理と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、小修理を補修整備にて実施することを否定するものではありません。受託者の判断により、適正に維持管理してください。
69	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	11	第2章、第1節、 1-6、(2)、⑧	日常的測定分析業務及び計測業務ですが、項目や頻度については提案によるものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。

70	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	11	第2章、第1節、 1-6、(2)、⑩	施設内外の清掃、除草等の作業ですが、施設内、小林中央公園、進入路のそれぞれで年3回以上実施とありますが、この3カ所は同時に実施できるものと考えてよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
71	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	11	第2章、第1節、 1-6、(2)、⑩	施設内外の清掃、除草等の作業で集めた落葉や選定した枝木等は、貴市にて運搬・処分及びそれらの費用を負担していただけるものと考えてよろしいでしょうか。	運搬車両、運搬車両燃料費及び刈草、落葉、剪定枝の廃棄物処理手数料は本市の負担とします。 上記以外の費用は受注者の負担とします。
72	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	11	第2章、第1節、 1-8	視察および見学の受付については貴市にて実施していただけるものという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	13	第2章、第1節、 3、(4)	沈砂運搬先の最終処分場ですが、維持管理期間中の15年間の間に、埋立処分の埋立が完了するなど最終処分場の違う場所への移設等は計画されていたりするのでしょうか。	維持管理期間中における計画はありません。
74	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	13	第2章、第2節、 2、(3)	補修工事を実施する際は、事前に時期及び内容を提出するとありますが、この補修工事は(4)にある維持管理補修計画とは別の事でしょうか。例えば、当該工事期間の補修工事が対象でしょうか。	補修工事は、各年度当初に提出される「整備計画」に基づき実施される各年度の維持補修工事の意味です。維持管理補修計画は事業期間中全体の計画を示します。
75	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	14	第2章、第4節、 2	本業務終了後1年間に、生じた機器類の故障等が発生した場合の内容は、定期的な消耗部品の交換・油類補充等は貴市で行って頂いた上でとの認識でよろしいでしょうか。	本市が承諾した「本業務終了後の1年間の補修整備内容」に記載された計画補修を除くものとし、取扱い説明に従い、消耗部品の交換・油類補充等が行われた上で、機器類の故障等の不具合が発生した場合に受注者が負担するものとお考えください。

76	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	14	第2章、第4節、 2	建物の主要構造物及び内外の仕上げ等に、大きな破損が無く、良好な状態である事とありますが、建築物の維持管理補修費は発注者範疇である為、受注者での運営維持管理業務で損傷を与えた場合に、補修を行う事での認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
77	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	14	第2章、第4節、 4	設備・装置機器等に、大きな汚損や破損が無く、良好な状態である事とありますが、建築機器・電気設備の維持管理補修費は発注者範疇である為、受注者での運営維持管理業務で損傷を与えた場合に、補修を行う事での認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、電灯コンセント設備等は受注者の補修範囲です。
78	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	14	第2章、第4節、 6	次期受託者への引継ぎ期間は、次期受託者と協議の上、決定すると考えてよろしいでしょうか。	本市との協議の上、決定します。
79	要求水準書 【運営・維持管理業務編】	14	第2章、第4節、 6	次期受託者への技術指導は受託者の負担で行わなければならないとありますが、次期受託者と協議の上、了承がもらえた場合、次期受託者の負担としてもよろしいでしょうか。	要求水準書のとおりとします。
80	様式集 【Word】	-	様式9—8, 9	地元企業への工事発注等を予定し、本様式に発注内容等を記載・計上いたしますが、計画策定の途中で断られたり金額が合意できず発注に至らなかったりする場合、記載事項は達成できなくなります。これらは成り行き上やむを得ないという理解でよろしいでしょうか。	正当な理由であると、本市が判断した場合は、この限りではありません。
81	様式集 【Excel】	-	様式15号	支払対象となる費用の年平均を記載する際、端数は切捨てという認識	お見込みのとおりです。

				でよろしいでしょうか。	
82	様式集 【Excel】	-	様式17号	提案単価は2年目より物価変動等による改定もあるため、初年度の単価を記載するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
83	様式集 【Excel】	-	様式22	地元企業への工事発注等を予定し、本様式に発注内容等を記載・計上いたしますが、計画策定の途中で断られたり金額が合意できず発注に至らなかったりする場合、記載事項は達成できなくなります。これらは成り行き上やむを得ないという理解でよろしいでしょうか。	No. 80 のとおりです。
84	維持管理契約書	9	32条	不可抗力の定義については、発注者と受注者いずれの責にもよらない天災又は人為的な事象であると考えてよろしいでしょうか。	「不可抗力」とは、台風、地震、豪雨等人力をもってしては防ぐことのできない異常な災害、その他社会通念上、可能な限りの防止措置を講じても抗することのできない事故等で発注者及び受注者の双方の責に帰すことのできないものを言います。